

とりぎん でんさいネットサービス 利用規定

「とりぎんでんさいネットサービス利用規定」（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます。）が行う「電子記録債権（以下、「でんさい」といいます。）に関する業務」について株式会社鳥取銀行（以下、「当行」といいます。）を通じて利用するにあたり必要な事項を定めます。本規定に定めのない事項については、でんさいネットが定める「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下、「業務規程」といいます。）および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下、「業務規程細則」といいます。）の定めによるものとします。

第1条（サービス概要）

1. 本サービスは当行に利用の申込みのうえ、当行より承認を受けられたお客様（以下、「利用者」といいます）に限りご利用いただけます。
2. 利用者はインターネットに接続可能な情報機器（以下「端末」といいます。）を使用し、別途ご契約いただくとりぎん法人インターネットバンキングサービス（以下、「法人IB」といいます。）より、でんさいネットへの各種記録請求および開示請求等を実施することができます。
3. でんさいネットに記録されたでんさいの決済は支払期日に行われ、債務者の決済口座から払出し、債権者の決済口座へ入金されます。
4. 本サービスの内容は、「業務規程」および「業務規程細則」に規定され、これを逸脱することはできません。
5. 「業務規程」および「業務規程細則」に規定されていない事項については、本規定および当行の諸規定によるものとします。

第2条（利用時間）

1. 本サービスの利用時間はでんさいネットが「業務規程細則」に定める営業時間のほか、当行所定の時間内とします。ただし当行は当行所定の時間を利用者に事前の通知をすることなく変更する場合があります。
2. 利用時間は、当行ホームページ上でご確認ください。

第3条（通知方法）

当行は利用者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。利用者は当行からの通知等の手段として、郵便、電話、当行WEBサイト上への掲示、インターネットメール、FAX等が利用されることに同意するものとします。

第4条（手数料等）

1. 本サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料ならびにこれに係る消費税等相当額を支払うものとします。また本サービスを利用するにあたり、必要となる通信料金、インターネットの接続料金、コンピュータその他機器等については利用者が負担するものとします。この場合、当行は当該手数料を各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに、契約者が当行所定の方法にて当行に届出た「代表口座兼利用口座」から、当行所定の日に自動的に引落します。
2. 前項の手数料については、当行の定める方法で契約者に周知することにより、任意に変更・新設できるものとします。

第5条（利用申込）

1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに「業務規程」および「業務規程細則」の内容を理解・承認したうえで、当行所定の「とりぎんでんさいネットサービス利用申込書（兼利用手数料預金口座振替依頼書）」（以下「利用申込書」といいます。）に所定の事項を記載し、当行所定の必要書類とあわせて当行に提出するものとします。
2. 利用契約の締結要件は以下の通りとします。
 - (1) 「業務規程」の利用契約締結要件をすべて満たしていること。
 - (2) でんさいネットからの通知を受ける手段としてインターネットメールの利用環境を常時使用できる状態で保有していること。
3. 当行は、次の場合には利用申込を承認しないことがあります。なお、その場合において、利用申込者は、異議を述べないものとします。
 - (1) 利用契約の締結要件をひとつでも満たしていないとき
 - (2) 利用申込時に虚偽の事項を申出たことが判明したとき
 - (3) 「業務規程」および「業務規程細則」により、当行所定の審査をし、契約締結を行わない判断を当行がしたとき
 - (4) でんさいネットでの審査において否認となった場合
 - (5) その他当行が利用を不相当と判断したとき
4. 利用申込の承認後であっても利用申込者が前項の第1号または第2号のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承認を取り消す場合があります。ただし、承認が取消された場合でも、利用者は本サービスの

とりぎん でんさいネットサービス 利用規定

利用により既に発生した義務について本規定、「業務規程」および「業務規程細則」に従って履行する責任を免れないものとします。また、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

5. 利用者は複数の利用申込をする場合、同一口座を決済口座に指定することはできないものとします。
6. 債権者利用限定特約等の申込は以下の手続きで行うものとします。
 - (1) 債権者利用限定特約を利用する場合、「利用申込書」の所定の欄にその意思表示を表記するものとします。
 - (2) 保証利用限定特約を利用する場合、「利用申込書」の所定の欄にその意思表示を表記するものとします。
7. 決済口座
 - (1) 利用者はあらかじめ「利用申込書」により当行本支店における利用者名義の口座をでんさいの決済用の口座（以下「決済口座」といいます。）として届け出るものとします。なお、決済口座として登録できる口座数および口座種目は当行所定の口座数および口座種目に限るものとします。
 - (2) 当行は決済口座として届け出ることのできる口座数および口座種目を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。
8. 電子記録の請求権限の付与にかかわる制限の方法
 - (1) 利用者は、自らを債務者または債権者とする発生記録請求、自らを譲受人とする譲渡記録請求（譲渡記録請求に随伴する保証記録請求を含みます。）および自らを保証人とする保証記録請求について、これらの記録請求をすることができる取引の相手方を制限することができます。
 - (2) 前号を利用する場合、利用者は前号の記録請求をすることができる取引の相手方を登録するものとします。
 - (3) この制限の登録もしくは登録が遅延したために発生するトラブルおよび損害について当行は責任を負いません。
9. 利用制限、利用制限解除の申出方法
利用者はでんさいの利用について制限をする場合および利用制限を解除する場合、当行所定の書面を当行に提出することとします。
10. 債権者請求方式の承認を得る方法
利用者が発生記録の請求を債権者請求方式で行う場合は、利用申込書にて当行に申請するものとします。
11. 債権者請求方式による発生記録請求の取扱
債権者請求方式による発生記録の請求は、取引の相手方の窓口金融機関が債権者請求方式を取扱っており、かつ相手方が同方式を利用している場合に限り取扱うことができます。

第6条（本人確認）

1. 本サービスの利用に際して利用者の本人確認は、本条によるほか、法人 IB 利用規定に定める本人確認方法により本人確認を行います。
 - (1) 利用者は、本サービスの初めての利用に際して、法人 IB から本サービスとの接続設定を行い、併せて利用者本人であることを確認するための本サービスにかかる承認パスワードを登録するものとします。
 - (2) 法人 IB との接続設定後は、本サービスの利用に際して利用者本人であることの確認は、法人 IB にかかる以下方式によるログイン情報との一致により確認を行います。
 - ① 「ID/ パスワード方式」
…ログイン ID およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
 - ② 「電子証明書方式」
…電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
 - ③ 「ID/ パスワード・ワンタイムパスワード併用方式」
…ログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
 - ④ 「電子証明書・ワンタイムパスワード併用方式」
…電子証明書、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
2. 利用者が、本サービスにかかるログイン ID およびパスワードを失念、紛失、または盗難にあった場合は、すみやかに当行所定の手続きにより当行へお届けください。この届け出の受付により、当行は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届け出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
3. 本条第1項第1号で登録したパスワードと異なるパスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、管理者の場合は当行に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
4. 法人 IB 以外は、書面または諸届出書類に使用された印影または署名を当行に届け出た印影、署名等と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合を利用者本人とみなします。
5. 前項の方法に従って本人確認を行い、当行が本人に相違ないと認めてでんさいの請求等の取扱いを行った場合は、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者が生じた損害について当行は責任を負いません。

とりぎん でんさいネットサービス 利用規定

第7条（利用者による利用契約の解約）

1. 本規定に基づく契約は利用者の申し出により解約できます。その場合は利用者から当行所定の書面を、当行へ提出するものとします。
2. 解約は「業務規程」に定められた状態に達したときに有効となります。
3. 利用者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約手続き終了時まで全額を支払うものとします。
4. なお、利用者の申し出による解約について、当行は解約登録完了後の通知を行いません。

第8条（当行またはでんさいネットによる利用契約の解除）

1. 当行は利用者が「業務規程」第16条第1項に定められた各号を含む、以下の各号に該当する場合には、当該利用者に係る利用契約を事前に通知催告等がなくても解除できるものとします。
 - (1) 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
 - (2) 公序良俗に違反する行為を行った場合
 - (3) 決済用の預金口座が強制解約された場合、その他「業務規程」第12条第4項に規定する利用契約の締結要件を満たさなかった場合
 - (4) 法人IBを解約した場合
 - (5) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど利用者の責めによって、当行において利用者の所在が不明となった場合
 - (7) 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じた場合
 - (8) 相当期間にわたり本サービスの利用がない場合
 - (9) 解散、その他営業活動を休止した場合
 - (10) 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (11) パスワード等を不正に使用した場合
 - (12) 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合
 - (13) その他でんさいネットまたは当行が前各号に準ずると認めた場合
2. 次項により当行が利用契約を解除する場合は、利用者に通知するものとします。なお、当行が解除の通知を利用者の届出の住所に宛てて送付した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しない場合、または延着した場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - (1) 「業務規程」第18条第1項に規定する債務者利用停止措置を受け、または業務規程等に繰り返し違反もしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当行の運営を損なう行為があった場合
 - (2) 「業務規程」第12条第1項（同項第7号に掲げる事由を除く）、第2項または第3項に規定する要件を満たさなくなった場合
 - (3) 個人である利用者が死亡した場合（相続の開始があった場合）
 - (4) 個人である利用者が、後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けた場合
 - (5) でんさいネットが当行との間の業務委託契約を解除する場合

第9条（届出事項の変更）

1. 利用者は「業務規程」および「業務規程細則」に定められた届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届出するものとします。また、変更の届出は当行の変更手続きが完了後に有効となります。
なお、この届出の前に生じた損害については利用者が全ての損害を負うものとし、当行は責任を負いません。
2. 利用者がこの届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行は一切の責任を負わないものとします。
3. 当行が利用者にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合には、本条の届出を怠るなどの利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第10条（発生記録、譲渡記録、保証記録請求の方法）

発生記録、譲渡記録、保証記録の請求は、利用者の端末により行い、「業務規程」第26条または第27条に基づき、それぞれの電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供しなければならないものとします。

第11条（発生記録以外の記録がされていないでんさいに対する変更記録請求の方法）

1. 発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の記録または債務者請求方式もしくは債権者請求方式による請求の予約がされていないでんさいに係る、次に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方がそれぞれ行うことができます。
 - (1) 支払期日
 - (2) 支払金額

とりぎん でんさいネットサービス 利用規定

- (3) 「業務規程」第 30 条第 1 項第 9 号に規定する事項
- (4) 発生記録（発生記録に伴う信託の電子記録がなされている場合には発生記録および信託記録）を削除する旨
2. 前項変更記録の申請は、利用者の端末機により行うことができます。
3. 変更記録は相手方の承認により成立します。利用者が本条に基づく変更記録の請求をした日を含む 5 銀行営業日の間に相手方から承認されなかった場合、変更記録はされません。

第 12 条（でんさいの決済）

1. でんさいに係る債務支払は「業務規程」および「業務規程細則」の規定により行われます。
2. 口座間送金決済時、利用者は決済口座に支払期日の前日までに決済資金を留保するものとします。
3. 支払期日の 14 時以降に決済資金を決済口座へ入金した場合、口座間送金決済の処理が間に合わなくなる可能性があります。この結果、支払不能措置の対象となった場合、当行の故意、過失による場合以外は異議なきものとします。
4. 決済口座の残高が別の支払の結果、口座間送金決済の資金に満たなかった場合、当行の過失による場合以外は利用者は支払不能措置の対象となることに異議なきものとします。
5. 同一日に複数の引落しがある場合の決済口座からの引落とし順序は、該当口座のその他の引落とし明細も含めて、当行の任意とします。
6. 利用者は債権者または債務者として口座間送金決済の中止の申し出をすることができます。この場合、当行へ所定の書類にて申し出るものとします。
7. 当行は利用者が「業務規程」第 44 条に定められた事由に該当した場合には、口座間送金決済を中止します。
8. 前第 1 項から第 7 項の場合に当行の故意・過失によるものを除き、口座間送金決済がなされたことまたはなされなかったことに関して利用者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 13 条（電子記録の訂正または回復の通知の方法）

1. 利用者は、自己の請求に係る電子記録について、「業務規程細則」第 36 条第 1 項に規定する事由があることを知った場合は、直ちに当行に対し申し出するものとします。
2. 当行は前項申し出によりその経緯、事実関係を調査してでんさいネットへ記録の訂正・回復を依頼します。

第 14 条（死亡した個人利用者の利用契約を承継した旨の届出方法および添付書類）

1. 利用者が死亡したとき該当利用者の利用契約を承継する場合は相続人等が承継するものとします。
2. 前項の相続人等がでんさい取引の承継の申出をする場合、相続人等はでんさい取引の承継手続きのため、当行所定の書類および相続手続きに必要な書類を当行に提出するものとします。

第 15 条（他の者に利用契約を承継させる場合の届出方法）

1. 利用者が合併または分割により利用者登録事項に変更が生じる場合、承継者が当行所定の書類を当行提出するものとします。
2. でんさいの利用者登録事項の変更については、提出いただいた書類等で本サービスの新規申込時に準じた審査を当行で行い、本サービス利用者の要件を満たしているかを確認します。

第 16 条（利用者に破産手続開始の決定等の事由が生じた場合の届出方法）

1. 利用者は破産手続開始の決定、その他「業務規程細則」第 12 条で定める事由が生じた場合には遅滞なく、「破産手続開始決定通知書」の写し等その事実がわかる確認書類とともに当行に届け出するものとします。
2. 当行は前項の届出に基づき、利用制限登録をするものとします。

第 17 条（支払不能処分終了後の債権者利用限定特約の解除の申出方法）

1. 「業務規程」第 18 条の規定により債務者利用停止措置となった利用者は、「業務規程細則」で規定されている期間が経過した場合、利用申込書により「債権者利用限定特約」の解除を申請することができます。
2. 前項の申請を受けて当行は本サービスの新規申込時に準じた審査を行い、本サービス利用者の要件を満たしており、かつ当行が解除が妥当と判断した場合、「債権者利用限定特約」の解除を行います。

第 18 条（異議申立）

1. 利用者は支払不能に関して異議を申し立てることができます。
2. 異議の申立は原則支払期日の前銀行営業日までとします。ただし、口座間送金決済が未了の場合は支払期日当日も異議の申立を受付します。
3. 異議の申立は当行所定の「異議申立書」によって行うものとします。利用者はこの「異議申立書」を当行に提出するものとします。
4. 当行は異議申立により口座間送金決済を中止するものとします。
5. 利用者が異議申立を行う場合は、申出の対象となった支払不能分でんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異

とりぎん でんさいネットサービス 利用規定

- 議申立預託金)を支払期日の前日の窓口受付時刻までに当行に預け入れたときに効力を生ずるものとします。
6. 前項にかかわらず利用者は「不正作出」が異議申立の理由であるときは、異議申立預託金の免除を当行に申し立てることができます。

第19条（債権記録に記録されている事項の通常開示の請求方法および通常開示の方法）

1. 利用者は債権記録に記録されている記録事項の開示の請求を、端末機を使用し開示のために必要な条件を入力することにより行うことができます。
2. 開示結果は、利用者が開示の請求を行った端末機の画面上に表示することにより利用者に通知するものとします。
3. 元利用者が開示請求を行った際に提供された情報の開示については、開示請求を行った請求者本人による請求によって行うことができます。この際、当行所定の書類を提出することにより開示の請求を行うものとします。

第20条（記録請求に際して提供された情報の通常開示の請求方法および通常開示の方法）

1. 利用者は記録請求に際して提供された情報の開示の請求を、利用者の端末機を使用し開示のために必要な条件を入力することにより行うことができます。
2. 開示結果は、利用者が開示の請求を行った端末機の画面上に表示することにより利用者に通知するものとします。
3. 元利用者が開示請求を行った際に提供された情報の開示については、開示請求を行った請求者本人による請求によって行うことができます。この際、当行所定の書類を提出することにより開示の請求を行うものとします。

第21条（免責事項、損害賠償等）

1. 本サービスは法人IBを使用して利用するため、法人IB利用規定の免責・損害賠償条項を準用します。
2. 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により取り扱いが遅延、不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. 利用者は当行が提供するマニュアル、リーフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について承知し、そのリスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正使用があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
5. 利用者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該利用者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。
6. 当行が当行およびでんさいネットに提出された各種申込書等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの申込書等につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. 当行が各種請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を当行に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、その請求に関する書面または諸届出書類につき、偽造、変造、その他のいかなる事故があっても、そのために利用者を生じた損害については、当行は責任を負いません。
8. 当行が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを前記第6条の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者を生じた損害については、当行は責任を負いません。

第22条（サービス内容・規定等の変更）

1. 当行がWEB上やその他の方法により定める個別規定は本規定の一部を構成します。本規定と揭示・個別規定が矛盾抵触する場合には、原則として本規定が優先するものとします。
2. 本サービスの内容および本規定の内容については本サービスの利便性向上、または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。
3. 本サービスの内容および本規定を変更した場合は、その変更内容を前記第3条の通知方法により周知します。

第23条（利用者情報の取扱い）

1. 当行は、債権記録および当該債権記録に記録された電子記録の請求にあたって提供された情報、支払不能情報その他利用者に関する情報(以下、「利用者情報」といいます。)について、漏えい、滅失、改ざん等が生じないよう適切に管理するとともに、次の各号に掲げる目的のために、利用者情報を利用するものとします。

とりぎん でんさいネットサービス 利用規定

- (1) 参加金融機関業務を実施するため
- (2) でんさいの円滑な流通の確保のため
- (3) 参加金融機関の与信取引上の判断のため
- (4) 当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用するため
 - ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく際の資格等の確認のため
 - ③ 預金取引や融資取引等における期日管理や各種金融商品販売後のご照会への対応等、継続的なお取引における管理のため
 - ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤ 各種金融商品やサービス等の提供に際して、お客さまにとって適切かどうか（適合性の原則）等の妥当性を判断するため
 - ⑥ 与信事業に際して個人情報に加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦ 適切な業務の遂行に必要な範囲で委託や共同利用を行うため
 - ⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑨ 各種取引におけるお客さまとの契約や法律等に基づいて権利の行使や義務の履行をするため
 - ⑩ 市場調査・データ分析・アンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
 - ⑪ ダイレクトメールの発送やお電話等による、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑫ 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑬ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑭ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため及び株主さまの権利等を適切に取扱うため
 - ⑮ 当行による各種リスクの把握及び管理のため
2. 前項の規定にかかわらず、利用者情報のうち支払不能情報については、前項第1号から第3号までに定める目的以外では利用いたしません。
3. 当行は、次に掲げる場合を除き、本条第1項第1号から第4号に規定する目的のため、でんさいネットまたは他の参加金融機関、他の利用者等の第三者（以下、「第三者」といいます。）に利用者情報を提供する場合、あらかじめ利用者または元利用者（以下、「利用者等」といいます。）の同意を得るものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者等の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を利用者等に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第24条（個人情報の取扱い）

1. 当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、利用者の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。お客さまとの間で契約を締結することに伴って、お客さまから直接書面でご本人の個人情報を取得する場合は、個人情報の取得の状況から見て利用目的が明らかかな場合および法令に明示の必要なしと規定されている場合等を除き、あらかじめ利用目的を明示いたします。またそれ以外の方法で個人情報を直接取得する場合、および公開情報やご本人以外の方等から間接的に個人情報を取得する場合についても、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - (1) 業務内容
 - ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ② 投資信託および公共債の窓口販売業務、保険募集業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
 - ③ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
 - (2) 利用目的
当行および有価証券報告書等に記載されている当行の連結対象会社および持分法適用会社や提携会社の金融商品やサービス等に関し、下記の利用目的で利用いたします。
 - ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ② 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため、ならびにお客さまに対し、取引結果、預り残高等の報告を行うため
 - ③ 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ④ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ⑤ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

とりぎん でんさいネットサービス 利用規定

- ⑦与信事業に際して個人情報を加盟する個人情報機関に提供する場合や、ビジネスマッチング業務等において個人情報を相手先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑧与信事業に際して債権譲渡等に関し債権の管理回収や証券化等のために必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑨他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑩お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑪市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による、金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑫ダイレクトメールや電話、インターネット等による、金融商品やサービスに関する各種ご提案等のため
 - ⑬当行の連結対象会社および持分法適用会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑭各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑮その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
2. なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
 3. 銀行法施行規則等に基づき、個人情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用もしくは第三者提供いたしません。
 4. 銀行法施行規則等に基づき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用もしくは第三者提供いたしません。

第25条（海外からの利用）

本サービスは原則として国内からのご利用に限るものとし、利用者は海外からのご利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第26条（関係規程の適用・準用）

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、法人IB利用規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定が矛盾抵触する場合には、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第27条（サービスの休止）

当行は、所定のサービス休止日時以外は、休止の時期及び内容について本規定第3条の通知方法によりお知らせします。

第28条（準拠法）

本規定の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第29条（合意管轄）

本規定の利用に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本支店または「代表口座」開設店の所在地を所轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第30条（規定等の変更）

1. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上